

福田久松とその国会開設論 — 「謀我埼玉県之有志諸君書」について —

佐藤美弥

はじめに

埼玉県立文書館が収蔵する古文書のなかに「謀我埼玉県之有志諸君書」と題した活版の印刷物が三点残る【図1】（末尾に掲載）。これは入間郡豊田新田（現川越市）の福田久松（嘉永元年〔一八四八〕年—大正十一年〔一九二二〕）が明治十三年（一八八〇）二月に作成したもので、埼玉県の人々に対して、民権を主張し、国会開設を懇願する運動に参加するよう呼びかけたものである。

福田久松については、川越が輩出した先人についてまとめた『川越の人物誌 第一集』⁽¹⁾で生い立ちや自由民権運動への参画、県会議員や衆議院議員としての活躍、そして著述の概要などが述べられている。

埼玉県の自由民権運動における福田の位置については、小林和枝・鈴木義治「明治期三新聞にみる秩父事件前の埼玉の民権運動」⁽²⁾で、新聞記事により埼玉県における自由民権運動の流れを明らかにするなかで福田に言及しているのははじめ、青木平八『埼玉県政と政党史』⁽³⁾、神田和枝「埼玉県における自由党・改進黨の組織過程」⁽⁴⁾や『新編埼玉県史 通史編5 近代1』⁽⁵⁾において、埼玉郡本川俣村（現羽生市）の掘越寛介を中心とする結社通見社によるものと並ぶ、埼玉県

における国会開設運動の代表的事例に位置づけられ、「謀我埼玉県之有志諸君書」は福田が主導した比企・横見・高麗・入間四郡における国会開設運動の出発点とされている。

「謀我埼玉県之有志諸君書」は、昭和五十六年（一九八一）に開催された自由民権百年埼玉集会に向けた準備のなかで福田の子孫の手により同集会の実行委員会に届けられ、集会の参加者にコピーが配布されたという⁽⁶⁾。つまり比較的近年知られるようになった文書であり、それからまもなく史料集への掲載や『新編埼玉県史』への反映が行われた。しかし、そうした重要史料としての扱いに比して、福田の経歴や「謀我埼玉県之有志諸君書」の内容は意外に整理されていないように思われる。

そこで本稿では、まず「埼玉県行政文書」に残る記録や諸家文書群に含まれる刊行物などを通じて福田の経歴を確認する。そして本県における自由民権運動に関する史料を編んだ『埼玉自由民権運動史料』に掲載された福田に関する史料を参照しつつ、「謀我埼玉県之有志諸君書」の内容を検討する。

一 福田久松について

(一) 伝記

福田久松の伝記が掲載された書籍として前掲『川越の人物誌 第一集』のほか、『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』⁽⁷⁾、福田が生まれた豊田新田が含まれる川越市大東地域の歴史をまとめた『大東百年のあゆみ』⁽⁸⁾、川越の歴史的な写真をまとめた『目で見る川越の100年』⁽⁹⁾などがあり、福田の生い立ち、国会開設運動への参画、第一回衆議院議員総選挙からの立候補と第二回から第六回総選挙までの当選、そして福田の著書『経済要論』及び『優勝劣敗東洋之新天地』(いずれも明治二十三年刊行)の内容などが紹介されている。また『目で見る川越の100年』では、福田の写真二点が掲載されている。これらのうち、『川越の人物誌 第一集』に最も詳細な記述がある。同書の明治十三年までの記述は以下のようなものである。

福田久松は、嘉永元年(一八四八)十二月二十二日、旧大田村豊田新田(川越市)の農家仲勇の長男として生まれ、小学校を終えるころ、名主福田仙次郎の孫養子となった(義父は孫八)。明治十一年(一八七八年)埼玉師範を卒業すると、郷里の小学校の訓導となり教壇に立っている。しかし同年堀越寛介を中心に、旧川俣村(羽生市)に結成された「通見社」の国会開設運動に共感し、二年後には教職を退き、自由民権の運動に参加していった。

このほか、明治三十四(一九〇一)年に刊行された『衆議院議

員列伝』⁽¹⁰⁾に福田の項目がある。幼名が伊喜太であり福田家と養子縁組の際に久松と改名したことが述べられている。また号として、東洋外史、耕田散人、平民居士、自由主人があげられている。福田が受けた教育については、幼少期には父母に「忠君愛国義礼の学」を学び、長ずるにいたって長沢徳元、利根川尚方(文化十四年〔二八一七〕—明治二十九年)、中島芳嶺に和漢洋の学を学び、大川周造に武術を学んだという。

長沢徳元は「聖堂の儒」とあり、昌平坂学問所の儒学者であるようにも思われるが未詳である。利根川は川越元町の医師で幕末に私塾で漢学を教え、総門弟約千人を数えたという人物である⁽¹¹⁾。中島は、名は守謙、通称与十郎といい、芳嶺のほか桜曙園の号をもった。家は川越鍛冶町の絹屋と称し、町名主を務め、祖父孝昌は地誌「武蔵三芳野名勝図会」を著し、父もまた文学に秀でた学者であった⁽¹²⁾。大川周造は入間郡横沼村(現坂戸市)で神道無念流の剣術道場を開き、松平大和守家の剣術師範を務めた平兵衛の子修三のことである⁽¹³⁾。このように福田の受けた教育は川越城下の学者や剣術家から文武を学ぶという、同時代の有力者の子弟の典型であった。

『衆議院議員列伝』をさらに遡る資料に当館が収蔵する『埼玉県人物史 第一集』⁽¹⁴⁾がある。この書物は明治二十三年二月に刊行されたもので、例言に「第一編は専ら国会県会の議員選挙人に便りするを旨とし重に其被選人の資格を有する者を載す」とあるように、同年七月の第一回総選挙を前に候補者と目される県内有力者の伝記をまとめたものである。本書は前掲『衆議院議員列伝』に共通する部分も多いが、当館収蔵資料以外に見えないものなので、福田に関する

る部分と肖像【図2】を掲げる。なお原文には句読点がないので適宜付加した。

福田久松君伝

福田久松君は入間郡太田村大字豊田新田の人なり。嘉永元年十二月廿五日を以て生る。人と為り精悍にして敢て畏避する所なし。人或は之を憚るに至る。嘗て中島与十郎、利根川尚〔方脱カ〕等の先修に就て教を受く。長して県学に入り師範学科を卒業して訓導に任ず。十三年部内学務委員となり、全三月県会議員に挙げられ又教育会議員となり、繼て地方衛生委員となり、十八年十二月県会常置〔委脱カ〕員となる。廿一年常置委員改選にて再選せらる。君近の現象を通察し浩歎して曰く、立憲国に政党の起るは固より已を得ざるの天数なれとも、現今我邦政治局面の激変に周章し、



【図2】福田久松肖像
『埼玉県人物史 第一編』
(中村(宏)家文書 296)

政党中私忿を挟み公事を忘れ、内外多事の今日私利を熱望し、国家を玩弄し、虚名を羨望して人民を器械視する如きの黠児多きは豈に長大息の限りならずやと経済要論を著して地方経済の要務を切論せり。君字は克果、東洋隠士と号す本姓は(字自原文ママ)氏夙に母の家を嗣きて福田と称すと云。

(二) 埼玉県行政文書にみえる福田に関する記録

福田の伝記を確認すると政治家への転身を図る以前の短い教員時代については、「豊田学校々長」(前掲『衆議院議員列伝』)あるいは「訓導」というふうな記述に揺れがある。当館収蔵の「埼玉県行政文書」に、福田の小学校教員への嘱任と解職についての記述があるので、以下に掲げる。

明治十一年四月五日 第五課 〔「児玉」印〕判読不能 〔「小島」印〕

調査 〔「飯田」印〕

〔「多助」印〕

師範学校卒業生并小学教員

転校ノ儀ニ付伺

師範学校

卒業生

福田久松

第一大区

豊田学校一級訓導補嘱任(以下略) (15)

この文書からは明治十一年（一八七八）四月五日以前に福田が師範学校を卒業して、同日に豊田学校の訓導補に嘱任されたことがわかる。訓導補とは教員の職名で、同時代には一等〜五等訓導と一級〜五級訓導補、一等〜三等授業生があつた⁽¹⁶⁾。

当時の小学校教員養成は明治五年八月に制定された「学制」を実施するために各府県がそれぞれ進めていた。また明治九年八月には旧入間県及び旧群馬県が統合した熊谷県が廃され、旧入間県分が第一次埼玉県に統合し、教員養成の制度は過渡期的状況にあつた。

福田は旧入間県域の出身であるが、前掲『埼玉県人物史 第一集』にみえる「県学に入り師範学科を卒業し」という記述に着目すれば、福田が師範学校に入学したのは、第一次埼玉県において、明治八年四月に師範学校・中学校・医学校を総称して「埼玉県立学校」とし、師範学科・中学科・医学科の三学科を置いて以降のこと⁽¹⁷⁾と推測されるが、確たるところは不明というほかない。

福田が訓導補に嘱任された豊田学校は、明治六年に豊田本村の善長寺を校舎として開校したもので、明治九年当時の生徒は男七五人、女三八人、教員は近隣他村と比べるとやや多く四人であつた⁽¹⁸⁾。開校当時は校長という職はなかつたが、それに相当する第二代の教員に大枝美福がいたという⁽¹⁹⁾。

大枝は奥州棚倉（現福島県東白川郡棚倉町）の武家に生まれ、棚倉藩の川越転封により川越藩士として明治維新を迎えた。明治十年一月には豊田学校にほど近い南大塚村・大塚新田を通学区とする武塚学校の四等訓導となつていた⁽²⁰⁾。同九年から十一年にかけては『東京曙新聞』に国会開設論をはじめとした政治論を投書し⁽²¹⁾、また同十二年

十二月には、次に掲げる埼玉県行政文書にもみえたとおり、埼玉県学務課八等属となつていた。福田は川越周辺で大枝との交流があつた可能性がある。

次に福田の解任についてみる。「埼玉県行政文書」から該当部分を以下に掲げる。

〔欄外に「学務課」罫囲み印〕

明治十三年一月九日受 主任 八等属大枝美福〔「大枝」印〕

月 日出

令〔「多助」印〕 課長

主査〔「飯田」印〕

書記官 合議〔「猪瀬」印〕〔「兎玉」印〕

小学教員解任之儀ニ付伺

入間郡豊田学校

一級訓導補

福田 久 松

依 願 解 任

〔欄外に「郵着 明治十三年一月九日」〕

学第三号

小学教員辞表進達

入間郡豊田学校一級訓導補福田久松儀養祖父病氣ニテ家事取締方差問之旨ヲ以テ別紙辞表差出候ニ付取調候処事実無余儀相聞候依テ書面及進達候也

明治十三年一月七日 入間高麗郡長々谷川敬助〔「入間高麗郡長
長谷川敬助」印〕

埼玉県〔令脱カ〕白根多助殿

解職願

入間郡豊田本村

豊田学校在勤

一級訓導補 福田久松

自分儀去春以来豊田学校在勤罷在候処昨今養祖父福田仙次郎病
氣二付一時家事取締方差間且七拾有余之老人故到底回復之程も
無覚候依テ家事取締義看護仕度何卒解職被仰付度尤奉職未満之
簾^(應)モ有之候得者尚又後日奉職可仕存候間前条御憐察之上偏ニ御
許容被下度此段奉願上候也

明治十二年未十二月廿二日 右 福田久松〔「鼎幹」印〕

戸長大畑伝蔵〔「光是」印〕

埼玉県令白根多助殿⁽²²⁾

福田は明治十二年十二月二十二日に入間高麗郡長あての解職願を
提出した。主旨は養祖父の仙次郎の病気のため、家事の取締りや看
護をしたいので解職してほしいというものである。後段の「奉職未
満之簾⁽²²⁾」とは、当時の「埼玉県師範学校学則」⁽²³⁾に在学二か年の者は
卒業後三年間必ず教員に従事しなければならないという規定がある
ように、一定期間の奉職が求められていたものと考えられる。福田
はその期間を満たしておらず、後日改めて奉職するとしたのである。

(三) 新聞への投書

福田の解職願の理由は言うまでもなく、書面にあるような養祖父
の病気ではなく、国会開設への熱意からであった。

前掲神田論文が述べているように、福田は『東京曙新聞』に、「人
民ノ行政上ニ疑念ヲ懐ク果タシテ何故ナルヲ論ズ」と題して投稿し、
解職願を提出する前月の明治十二年（一八七九）十一月十九日に紙
面に掲載された。福田はすでに明治九年十月、『朝野新聞』に投書し、
服装の西洋模倣を批判し（十月五日）、内国勸業博覧会の利益を論じ
ていた（十月二十六日）が、政治論としてはこれが初めての投書であつ
た。その内容を要約すれば以下のようなものであった。

人々が政府に疑念を抱いていなければ、多少課税が重くとも嫌が
られることはない。逆に人々が政府が行うこと全てに疑念を抱き、
発する法令を強制的で残酷であるとみなす状態であれば、いかに課
税が軽く、発する法令が正しくともそれを受け入れ、守ることはな
いだろう。文明の政治は輿論に基づき、野蛮の民は専制に苦しむ。
それを区別するものは言論の自由であり、人々が政府に疑念を抱く
のは、権利を束縛し自由を抑圧するところにあるとし、「今日ノ策官
民一和以テ将来ヲ警戒スルニ在リ人民タルモノ狐疑以テ政府ヲ怨視
シテ可ナランヤ我同胞深ク猛省スルトコロアレ」と、政府に言論の
自由を要求したのであった⁽²⁴⁾。

また小学校教員を辞して間もない二月九日付『東京曙新聞』にも
福田の投書が掲載された。それは「我邦今日ノ一大要務ヲ論ズ」と
題したもので、内容は大略以下のようなものであった。

福田はまず同時代の社会の現状を、明治維新以前に比べれば、人

の知も徐々に進み、国力も拡大しつつあるものの、未だ憲法は制定されず、政治権力を制限するものがないとする。そうした状況のなかで、福田は「官民一和ノ策ヲ立ツル」ことこそが「今日ノ一大要務」であるという。これは前掲の投書の主旨と共通する主張である。そうした認識のもとで、福田は国会開設の問題についての官民の温度差を指摘する。そうした官民の懸隔は、それがエスカレートした結果、フランス革命において国王、王妃、貴族が処刑された歴史を想起させるといふ。そして同時代の国際社会を「争智社会」「併呑社会」、つまり国家が勢力を拡張しあう競争の社会であるとし、一国の独立を維持するためには国内対立をしているようでは危険であるという。ゆえに「官民一和ノ策ヲ立ツル」ことが必要であり、それを担うのが知識人であると結論している⁽²⁵⁾。

民権論を唱える川越の知識人であった大枝美福の周辺にあり、また明治十二年には県会が設けられ、県内各地で政談演説会が開かれ、そうした動向や国会開設論を含む政治論が新聞で報じられる状況のなかで、福田は「官民一和」、つまり国家と国民の協調を重視し、それを実現する手段として国会開設を主張したのであった。

こうして、明治十三年初頭に教員を辞した福田は国会開設懇願の運動に向かうこととなる。これらの新聞投書の延長線上に「謀我埼玉県之有志諸君書」はあった。

二 「謀我埼玉県之有志諸君書」について

(一) 印刷と配布

「謀我埼玉県之有志諸君書」は、縦一八・一cm、横一一・八cmの洋紙

三枚の裏表に五ページにわたって活版印刷され（最終面は白紙）、右側二か所がこよりで綴じられている。本文は縦一四・八cm、横九・七cmの二重罫囲みのなかに印刷されている⁽²⁶⁾。小室家文書と諸井（三）家文書に残るものには二つ折りの線がみられ、封筒に入れ郵送されたことが推測される。

「謀我埼玉県之有志諸君書」は、まず新聞社に送付されたようである。明治十三年（一八八〇）二月二十一日には、『東京横浜毎日新聞』と『朝野新聞』に記事が掲載されている。

埼玉県下入間郡豊田新田平民福田久松氏は国会開設懇願の同志者を募らんとて目下頻りに尽力中なりとの⁽²⁷⁾

埼玉県下入間郡豊田新田の平民福田久松氏ハ同県下有志輩に謀るの書を活版にして之を四方に配分し関西奥羽の人民の如く速かに起つて国会設立のことを協議すべきを誘導し其の文章ハ頗る悲壯慷慨なり⁽²⁸⁾

前者では「謀我埼玉県之有志諸君書」の主旨を端的に記し、後者では更に同書を「四方に配分」していることを報じた。

またこれらの報道からちょうど一週間経過した二月二十八日には『東京曙新聞』でも「謀我埼玉県之有志諸君書」のことが報じられた。

埼玉県の福田久松氏ハ国会開設懇願の旨意書を印刷し之を以て

地方官会議傍聴人の止宿を遊説して歩行かるゝ由なり⁽²⁹⁾

福田は県内で配布するだけでなく、東京で二月五日から二十八日まで開催されていた第三回地方官会議を傍聴するため全国から東京に集まっていた府県会議員などへの遊説を企画していたのであった。

地方官会議は明治八年初頭の大坂会議における合意に基づき、立憲政体へのプロセスとして元老院・大審院とともに設置されたもので、府県長官が招集され地方行政についての協議が行われた。第三回の会議では一府県につき毎日五人の府県会議員の傍聴が許され⁽³⁰⁾、全国から多くの議員が集まった。これを好機として元老院に国会開設を建言し、あるいは親睦会を開催して地方の連合や国会の開設が議論されるなどの動きがみられた⁽³¹⁾。そうしたなかで福田も自説のアピールを企図したのであった。

県内での配布に関して、前述のように埼玉県立文書館が収蔵する古文書のなかに「謀我埼玉県之有志諸君書」は三点残されている。井上家文書二五五〇、小室家文書四五一一―三、諸井(三)家文書二二六四である。

井上家文書は入間郡石井村(現坂戸市)の有力者の井上家から近世中頃に分家した井上家に残された文書群である。明治十三年二月当時には、幕末から明治初年にかけて活躍した国学者・歌人で新政府の宗教政策を地域で担った教導職に任命されていた井上淑蔭(享和四(一八〇四)―明治十九)が七七歳で健在であった。また長男の喜文(文政十一(一八二八)―没年不明)は、入間県第五大区一小区戸長、熊谷県道路取締役、入間高麗郡第十三区農区委員など地域の役職を歴任した⁽³²⁾。

小室家文書は比企郡番匠村(現ときがわ町)の、近世には産科を

専門とする医業を営んだ有力者であった小室家に残された文書群である。明治十三年二月当時の五代当主元長(文政五年―明治十八年)は好古家として地域史研究に傾注していた。二男の六代当主元貞(嘉永二年(一八四九)―大正八年(一九一九))は明治八年に医業を休業し、同十二年十二月に番匠村村会議員に当選、翌年三月には比企郡本郷・桃木・別所・関堀・田中・番匠六か村の連合会議議長に当選、後には明覚村助役、同村長などを歴任した⁽³³⁾。

諸井(三)家文書は児玉郡本庄宿(現本庄市)で絹、糸、繭や蚕種の商いをし、近代には本庄郵便局長も務めた諸井家に残された文書群である。明治十三年二月当時の当主は泉衛(天保元年(一八三二)―明治十八年)であった⁽³⁴⁾。

この三家の性格のみからどのような人々に配布したのかを明らかにできるわけではない。一方で、この三家は地域の有力者であると同時に、当時、地域の役職者であった場合もあるが、県会議員ではなかった。福田は、地域における国会開設運動の担い手であった県会議員に絞ったわけではなく、より広範囲に配布したことが推測される。

(二)「謀我埼玉県之有志諸君書」の内容

「謀我埼玉県之有志諸君書」は、行頭一字下げはないものの、行替えにより四段に分かれている(行替えは四か所あるが、一か所は天皇への敬意を示す平出である)。

一段目は、関西及び東北地方の国会開設運動の状況を述べ、埼玉県有志に訴える部分である。福田は関西・東北の人々が「頗ル現時

ノ国体ヲ慷慨シ各其最寄ニ団結ヲ為シ国会開設ノ事ヲ我大政府ニ懇願シ、民権の伸張と国権の拡張を要求しているという。その目的は国内的には「皇紀ヲ固シ」、対外的には「外人ノ輕侮ヲ受ケス」と述べ、るように国家体制を強固にし、国家間の競争のなかで日本の地位を確立しようという主張であるという。

その具体的な動きとして、「岡山県下両備作三国ノ有志者及ヒ筑前ノ国有志者ノ如キハ已ニ両三名ノ委員ヲ東京ニ派遣シ国会開設ノ懇願書ヲ我大政府ニ差出シタリ又奥羽七州ノ有志者ノ如キモ將ニ連合シテ国会開設ノ事ヲ我大政府ニ懇願セントノ目論見アリテ已ニ去月廿五日仙台ニ会同シタリト聞ク」と中国、九州と東北の例をあげる。

前者は府県会の設置を背景に、千葉県武射郡小池村（現山武郡芝山町）の村会議員であつた桜井静が作成し、全国の府県会議長にあて、全国の議員の連合、国会開設法案の協議と政府への懇請を提案した。明治十二年（一八七九）六月三十日付の「国会開設懇請協議案」に応じた岡山県会議員によるものであつた。六月三日に設立していた両備作三国親睦会を母体とした臨時大会で国会開設について議論し、忍峽稜威兄おしおいつえなど県会議員三人が委員となつて十二月二十九日に元老院にあて「岡山県両備作三国有志人民国会開設建言書」を提出し⁽³⁵⁾、翌月に「岡山県下有志人民總代」の名で全国の同胞に国会開設を訴えた「同胞兄弟二告グ」⁽³⁶⁾を發表した動きである。「同胞兄弟二告グ」の構成や内容は福田に大きく影響している。「筑前ノ国有志者」とは明治十二年十一月六日に結成された福岡の結社筑前共愛公衆会が翌年一月に政府に対して国会開設の請願を行ったものであつた。この両者は高知の結社立志社を中心に国会開設を進めるため全国の結社

を糾合しようとした愛国社の動きとは一線を画するものであつた。

他方、後者の「奥羽七州」つまり東北地方の連合とは、明治十二年十一月に東京で開催された第三回愛国社大会において、国会開設を目標に立志社の社員などによる全国的な遊説を行うことが決定されたことに基づくものであつた。福島県の河野広中が主導し、石川・三春の石陽社・三帥社を中心に翌年二月一日に仙台で東北連合会を結成し、遊説によつて国会開設請願と東北連合会への参加を勧誘することを決めた動きのことである⁽³⁷⁾。

これら関西・東北地方の状況を提示し、彼らもまた福田と同じ「我大日本帝国ノ人民ニシテ而モ我輩ノ同胞兄弟」ではないかとし、「袖手傍觀対岸ノ火事視」してはならない、埼玉県の人々は国会については考えていないようであるが、それは「真ニ我大帝国を塵埃視スルノミナラス又帝室ヲ利セサラント欲スルニ似タリ」、つまり国会設立や広範な政治参加を要求しないことは、国家を等閑視し、皇室をないがしろにする行為だといふのである。

福田は国会開設運動の全国的な広がりをも、おそらくは新聞報道などを通じて認識し、そうした状況を踏まえて「謀我埼玉県之有志諸君書」を作成したのであつた。

二段目は、国会開設を懇願する根拠を、慶応四年（一八六八）三月に新政府が発した政治の基本方針である「五箇条の誓文」の冒頭にある「広く會議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ」の文言に求めた部分である。国会開設は天皇の意思であるにもかかわらず未だ開設できないのは、「尚早論者」の抑圧のためであり、自分たちが国会開設を願望するのは決してしてはならないことではなく、また「暴戾論者」

でもない。かえって天皇の意志を奉戴し、「国体」を重んじるものであると主張した。

三段目は、内外の危機や、埼玉県の人々への否定的な批評の可能性について述べ、国会開設懇願の運動に参ずるよう訴えた部分である。福田は同時代の状況を国内には士族反乱などの「不平暴徒」の内乱があり、国外には「獅牙鷹爪」「豚尾頭」⁽³⁸⁾と、英国・米国・中国を示すと考えられる脅威があるだけでなく、国内では、「政權ハ〇〇為政家ノ左右スル所トナリ我輩人民ハ其間ニ一吻ヲ容ル能ハサルノ秋」であるという。伏せ字の「〇〇」は「藩閥」であろうか、いずれにせよ一部の政治家が政治を左右する状況を批判している。

そして、そのような現状を慨嘆する弁士は、国会開設の運動に立ちあがろうとしない埼玉県の人々を「芋蠅人民ナリ一山百文ナリ」と批評するだろうという。そのように評され、また関西・東北の人々が運動に奔走している現在、座視することは忍びない。「物主」（おそらくは造物主のような存在）や後世の人々に面目が立たない。舌を嚙んで死ぬか、はたまた国会開設を懇願するか、どちらかを選択せよと迫る。

ここで「一山百文」というのは、「白河以北一山百文」という、戊辰戦争に敗北した東北地方の人々を嘲笑する文句であり⁽³⁹⁾、埼玉県の人々もそのように評されるということであろう。

「芋蠅人民」とは、明治十二年に福沢諭吉が著した『民情一新』⁽⁴⁰⁾を参照したものであろう。福沢は同書で、一九世紀を蒸気機関の時代と捉え、船舶・鉄道、郵便や電信といった交通・通信に関する技術の発達を歴史を変化させる力となると述べている。そして、文明

の利器を得た人々の政府への改革の要求に対する政府の専制について次のように述べる。

今改進世界ノ人民ガ思想通達ノ利器ヲ得タルハ人体頓ニ羽翼ヲ生スルモノニ異ナラズ千七百年代ノ人民ハ芋蠅ニシテ八百年代ノ人ハ胡蝶ナリ芋蠅ヲ御スルノ制度習慣ヲ以テ胡蝶ヲ制セントスルハ亦難カラズヤ⁽⁴¹⁾

このように福沢は技術の発達により政府が容易に人々を制することはできなくなると予測した。福田はおそらく『民情一新』を読み、政府専制に対して新技術という翼を得て胡蝶となり羽ばたくか、あるいは一八世紀的「芋蠅人民」のまま止まるかと、埼玉の人々に訴えたものと思われる。

そして四段目は、改めて埼玉の人々に「一致連合シテ国会開設ノ事ヲ我大政府ニ懇願セン事」を訴える部分である。財産を政治活動に費やすよりも静観したほうがよいという者とは共同できないと述べつつ、将来の人々に「芋蠅人民ナリ一山百文ナリ」と批評されることを恥じるのであれば、なぜ民権を主張し、国会開設を懇願しないのか、それを実行するのは今であると述べ、本書を結び、受け取った者に回答を求めている。

むすびにかえて

本稿では、福田久松の経歴及び彼が印刷・配布した「謀我埼玉県之有志諸君書」を検討した。

まず公刊された伝記について、現存する福田の最も古い伝記と思われる当館収蔵の『埼玉人物史 第一集』もあわせて検討し、福田が受けた教育などについて整理した。また福田の小学校教員の嘱任と解職については、埼玉県行政文書などにより詳しく検討した。これらから福田は旧川越藩士の県官吏であり、明治九年（二八七六）から十一年にかけては民権を論じてもいた大枝美福に近い存在であったことがわかった。福田の活動は大枝に影響を受けている可能性がある。

次に「謀我埼玉県之有志諸君書」の内容を検討した。この資料自体には国会開設を懇願する理由は詳細には述べられていないが、それ以前の新聞への投書から、福田の国会開設論の概略がわかる。彼は国内外が危機的状況にあるという認識から、対外的な「国体」確立のために「官民一和」の実現が急務であり、その手段として言論の自由や広範な政治参加を担保する国会開設が必要であると論じたのであった。

福田による国会開設懇願の運動は、通見社が強力な組織力により賛同者を集めて運動を展開したことに比べれば、檄文の印刷という個人的な言論活動であったことに特徴があるといえる。しかし、そうした活動が、先行研究も述べる通り、比企・横見・高麗・入間四郡における国会開設運動の原動力となり、福田自身の政界進出への足がかりとなったのであった。

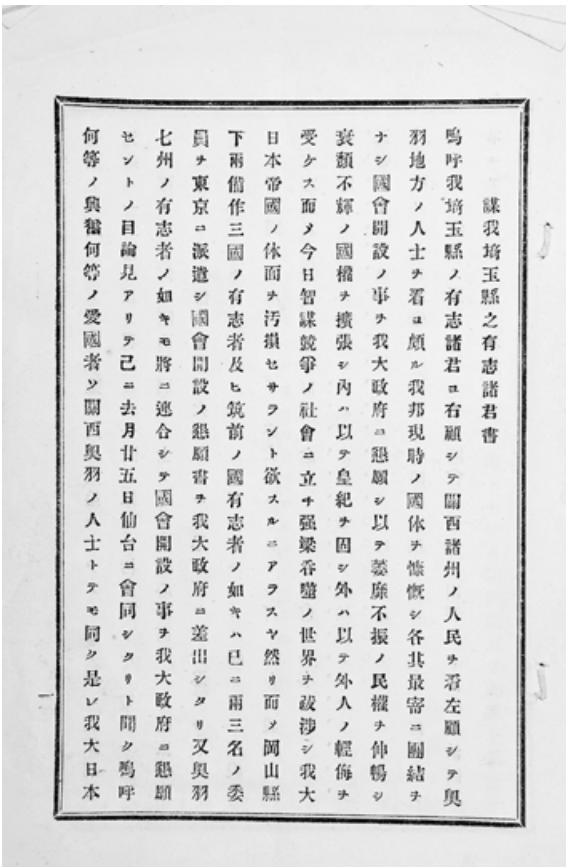
註

- (1) 小泉功「福田久松」川越の人物誌編集委員会編『川越の人物誌 第一集』川越市教育委員会、一九八三年、一〇〇—一〇二ページ。
- (2) 小林和枝・鈴木義治「明治期三新聞にみる秩父事件前の埼玉の民権運動」『埼玉民衆史研究』四、一九七八年。
- (3) 青木平八『埼玉県政と政党史』埼玉県政と政党史出版後援会、一九三二年。
- (4) 神田和枝「埼玉県における自由党・改進黨の組織過程」埼玉自由民権運動研究会編『埼玉自由民権運動史料』（以下『史料』）埼玉新聞社、一九八四年、六五四—六五五ページ。
- (5) 埼玉県編『新編埼玉県史 通史編5 近代1』埼玉県、一九八八年、三四〇ページ。当該部分は渡辺隆喜執筆。
- (6) 鈴木義治『埼玉の自由民権を掘る —生徒と歩んだ教師の記録』埼玉新聞社、二〇〇二年、一七〇ページ。
- (7) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局、一九九〇年、五四九ページ。
- (8) 大東百年祭実行委員会記念誌部会編『大東百年のあゆみ』大東百年記念祭実行委員会、一九九三年、一五五ページ。
- (9) 小泉功「福田久松と民権運動」青木一好ほか編『目で見る 川越の100年』郷土出版社、一九九八年、一八ページ。
- (10) 山崎謙編『衆議院議員列伝』衆議院議員列伝発行所、一九〇四年。
- (11) 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史 第三卷』埼玉県教育委員会、一九七〇年、四三五ページ。
- (12) 山野清二郎「山上憶良「令反惑情歌」の碑について」『埼玉史談』三三（七）、一九八六年。
- (13) 川越市立博物館編『第47回企画展 北武蔵剣術物語 —川越藩剣術師範大川平兵衛とその時代—』川越市立博物館、二〇一九年。
- (14) 東海散史（綿引泰）編『埼玉県人物史 第一編』成美館、一八九〇年（中村（宏）家文書二九六）。
- (15) 「学務部 教員及職員（任免配置） 入間郡豊田学校訓導補二師範卒業生任用ノ件」埼玉県行政文書 明五〇九六一—二七二。

- (16) 前掲『埼玉県教育史 第三卷』三六六ページ。
- (17) 前掲『埼玉県教育史 第三卷』四六〇ページ。この根拠となった「埼玉県立学規」は当館収蔵平川家文書一〇二六など。
- (18) 前掲『大東百年の歴史』一一八ページ。
- (19) 前掲『大東百年の歴史』一一九ページ。『大東東小沿革誌』に「小村某、大枝美福、小島満安、橋本武、三輪礼三、以上五氏ハ現今ノ校長職務ヲ処理セリ」という記述があるという。
- (20) 「庶務部 履歴 埼玉県(旧川越藩)大枝美福履歴書(学務課↓学務課長) 埼玉県行政文書 明九〇七―二九〇。
- (21) 一八七六年三月十四日、六月二十四日、一八七七年七月十四日、八月三十一日、十二月二十四日、一八七八年四月一日、五月十三日いずれも前掲『史料』所収。
- (22) 「学務部 教員及職員(任免配置) 入間郡小学教員解任之儀ニ付伺 豊田学校一級訓導補依願解任」埼玉県行政文書 明五〇九九―一三。
- (23) 埼玉県布達明治十一年甲第二八号、一八七八年三月十六日、『埼玉県史料 叢書17 埼玉県布達集一』埼玉県、二〇一五年所収。
- (24) 前掲『史料』一四三―一四四ページ。
- (25) 前掲『史料』一五七―一五九ページ。
- (26) 諸井(三) 家文書二二六四。
- (27) 『東京横浜毎日新聞』一八八〇年二月二十一日、前掲『史料』所収。
- (28) 『朝野新聞』一八八〇年二月二十一日、前掲『史料』所収。この記事について、鈴木安蔵『自由民権』白揚社、一九四八年が言及している。
- (29) 『東京曙新聞』一八八〇年二月二十八日、前掲『史料』所収。
- (30) 山田沢馬編『地方官会議傍聴録 第一号』弘令社、一八八〇年。
- (31) この会議を傍聴した県会議員中村孫兵衛が同じく県会議員長谷川敬助に送った書状(長谷川家文書一〇三三六)に添えられた、茨城県の中山三郎と愛媛県の綾野宗蔵が総代となり二月二日に元老院に提出した「国会開設建言」(長谷川家文書一〇三七七)と、二月二十二日に両国中村楼で開催され、中村も参加した府県会議員親睦会の人名簿(長谷川家文書一〇三八)がある。
- (32) 埼玉県立文書館編『埼玉県立文書館収蔵文書目録第28集 明星院・奥貫家・井上家文書目録』埼玉県立文書館、一九八九年。

- (33) 埼玉県立文書館編『埼玉県立文書館収蔵目録第36集 小室家文書目録』埼玉県立文書館、一九九七年。
- (34) 埼玉県立文書館編『埼玉県立文書館収蔵文書目録第53集』埼玉県立文書館、二〇一六年。
- (35) 内藤正中『自由民権運動の研究』青木書店、一九六四年、一六七―一七二ページ。
- (36) 『朝野新聞』一八八〇年一月十六日
- (37) 前掲『自由民権運動の研究』一七五―一七七ページ。
- (38) 弁髪中国人を蔑視した差別的用語であるが、当時の資料からの引用のためそのままとした。
- (39) 仙台市民図書館・種部金蔵『要説 宮城の郷土誌(統)』今野印刷株式会社、一九九二年、二九〇―二九二ページ。
- (40) 福沢諭吉『民情一新』福沢諭吉、一八七九年。
- (41) 前掲『民情一新』八〇ページ。

【図1】 謀我埼玉県之有志諸君書 諸井(三) 家文書二二六四



帝國ノ人民ニシテ而テ我輩ノ同胞兄弟ニアラスヤ果シ然ハ我輩同胞兄弟ハ一致協合以テ我大日本帝國ノ休面ヲ汚損セザルノ策略ヲ立テサル可カラス何シ關西與羽ノ人士ノミ之ヲ熱心計畫スルヲ關東諸州ノ人士ノミ袖手傍觀對岸ノ火事視スルニ忍フ可キ乎否忍ヒザルノミナラス可ナラザルナリ己ニ其忍ヒス可ナラザルヲ知テ之ヲ坐視スルハ我輩同胞ノ本意ニアラス亦丈夫ニアラザル可シ然ルニ我埼玉縣ノ有志諸君ニ於テハ果シ何等ノ念慮ヲ抱ケカ國會ノ一事ニ至リテハ毫モ懸念ナキモノ、如シ其ニ我大日本帝國ヲ廢埃視スルノミナラス又帝室ヲ利セザラント欲スルニ似タリ嗚呼亦無心ナル哉然リ而シ我大日本帝國ニ國會ノ一語ヲ出現セシメハ果シ何時ニアリテ之ヲ何人ノ賜トス可キ乎此國會ノ一語ヲ出現セシハ即明治四五年ニアリテ焉リ之ヲ我叙明

天皇陛下ノ賜ト云ハサレテ得ス何トナレハ明治維新ノ始廣シ公議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ云々トノ五條ノ誓文ヲ下サレタレハナリ是即チ國會ヲ開設スルノ宗旨ニシテ而シ國會ノ一語モ之ニ依テ以テ其勢力ヲ得タル者ト云フ可シ然ルニ今日ニ至ルモ未ダ國會ノ開ケザルハ蓋シ尙早論者ノ抑壓ヲ受ケタルヲ以テナリ矣果シ然ハ今日我輩人民カ國會開設ヲ願望スルモ決テ不可ナキナリ又暴戻論者モアラザルナリ却テ 宗旨ヲ奉裁シ國體ヲ重スル者ト云フ可キナリ今ヤ我邦ノ状態ハ如何ナル時トスヘキカ決ノ無事昇平安眠鼓腹ノ秋トス可カザルナリ若シ云々内ニハ不平暴徒ノ未ダ其跡ヲ絶タズ外ニハ獅牙鷹爪ノ彈ル可キ者アルノミナラス更ニ豚鼠頭ノ蔑視ス可カラサル者アリ加フルニ政權ハ〇〇爲政家ノ左右スル所トナリ我輩人民ハ其間ニ一吻ヲ容ル、能ハサルノ秋ナルヲ以テ何等ノ辨士カ常ニ

之ヲ嘆シテ恰モ禽獸社會ト一般ナリト説クニアラスヤ若シ此等ノ辨士ヲ我埼玉縣ノ人士ヲ評シシメハ果シ何等ノ非評ナラズ可キ乎必スヤ幸獨人民ナリ一山百文ナリト非評スルナル可シ聰將來世人ノ爲メニ如此ノ非評ナラズ下サル、モ尙關西與羽ノ人士カ一身ヲ犧牲ニ懸ケ國事ニ奔走スルヲ坐視セント欲スルカ吾輩ハ獨リ忍ヒザルナリ否忍ヒザルノミナラス我輩日本人民ノ義務何ヲ以テ立ツ可キ乎又何ノ面目カアリテ物主ニ謝シ後昆ニ對ス可キ乎義務已ニ立タス又物主ニ謝シ後昆ニ對スルノ道ナクシテ何ノ面目カアリテ生存ス可キ乎寧ロ如此ンハ舌ヲ嚼テ死ス可キナリ嗚呼有志諸君ロ舌ヲ嚼テ死セント欲スル手將ク起テ國會開設ヲ懇願セント欲スル乎唯我輩有志者ノ欲スル所請フ夫レ其一ヲ撰ヘ

盡ス可キノ秋業ニ己ニ追レハ吾輩ハ切ニ請フ埼玉縣ノ有志諸君カ一致連合以テ國會開設ノ事ヲ我大政府ニ懇願センヲ若シ諸君中或ハ私財ヲ費ヤシテ國事ニ奔走スルニハ寧ロ至視スルノ勝レタルニ如カスト云フ者アラハ俱ニ謀ルニ足ラズト雖モ我輩ハ只此等諸君ノ爲メニ恨ム將來世人ノ爲メニ孛獨人民ナリ一山百文ナリト非評ナラズル、若シ夫レ諸君ニ於テモ之ヲ耻テ之ヲ切齒セハ何ソ奮テ民權ヲ主張セザル何ソ進テ國會開設ヲ懇願セザル乎而シ其民權ヲ主張シ國會開設ヲ懇願スルハ今日ニアラスシテ將ク何ノ日ニアリヤ嗚呼時々時失フ可カラス今ノ時ヲ失ハ、後復タ臍ヲ嚼ムモ及ハス嗚呼我埼玉縣ノ有志諸君ニ意アラハ夫レ之ヲ謀レ

明治十三年二月 入間郡豊田新田平民 福田久松 頼首 此一書ヲ得タルノ諸君ハ速ニ御回答ヲ乞フ